

東峰村地域の特産品開発事業における事業計画・マーケティング調査等業務委託
プロポーザル実施要項
【日田彦山線沿線地域振興事業】

1. 業務の概要

(1) 業務名

東峰村地域の特産品開発事業における事業計画・マーケティング調査等業務

(2) 業務目的

令和3年2月に策定された「福岡県日田彦山沿線地域振興計画」の基本方針において、沿線地域の持続的な発展を維持していくための基本方針として、①共通の資源である水を活用した地域振興・観光振興、②地域資源を活用した産業振興、③地域資源を活用した新たな商品開発と拠点づくりの3点が定められている。これらを推進する施策として、本村においては、村の資源である村内の植物等を活かした香りの特産品開発に令和6年度から取り組んでおり、初年度は全体コンセプト及び方針作成、昨年度は村で採取した植物等を使用した試作品製作等を行っている。また、本年度中に施工予定である筑前岩屋駅の駅舎改修と併せて、アロマファクトリーラボの整備及び蒸留器の設置を計画している。

本業務では、その施設等を活用し、令和9年度より標記事業を円滑に進めていけるよう、事業計画策定や生産・販売計画の策定、マーケティング調査及び伴走支援等を実施するものである。

(3) 業務内容

別紙1「東峰村地域の特産品開発事業における事業計画・マーケティング調査等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

(5) 選定方法

参加申請書を提出された者を対象に企画提案書の提出を求め、提案審査を実施し、最優秀1者を選定する。

(6) 予算上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

(7) 参加資格

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始

の申立てがなされていないこと。

③国税、地方税等、租税の滞納がないこと。

④東峰村の指名停止措置を受けていない者であること。

⑤東峰村暴力団排除条例（平成 22 年 6 月 30 日条例第 16 号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者に該当しないこと。

2. 業務委託業者選定方法概要

（1）スケジュール

①公募開始	令和 8 年 7 月 6 日（月）
②質問書提出締切	令和 8 年 7 月 8 日（水）
③質問回答	令和 8 年 7 月 10 日（金）
④参加申請書等提出締切	令和 8 年 7 月 15 日（水）
⑤企画提案書等提出締切	令和 8 年 7 月 23 日（木）
⑥提案審査	令和 8 年 8 月上旬（予定）
⑦審査結果の公表（HP）	令和 8 年 8 月上旬（予定）
⑧契約締結	令和 8 年 8 月上旬（予定）

（2）提案に関する質問及び回答

本提案に関する質問がある場合は、電子メールで質問書（様式 1）を提出すること。なお、件名は「東峰村地域の特産品開発事業における事業計画・マーケティング調査等業務委託」とすること。

①提出締切

令和 8 年 7 月 8 日（水）17 時まで

②提出先

- ・「6. 提出先及び問合せ先」を参照のこと。
- ・回答については、7 月 10 日（金）に東峰村公式ホームページで開示する。
- ・電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。
- ・質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問内容によっては、回答しないこともある。

（3）参加申請書等の提出

①提出締切

令和 8 年 7 月 15 日（水）17 時まで

②提出書類

- ・参加申請書（様式 2）
- ・提案者の概要、実績、実施体制等（任意様式）

③提出部数

- ・電子データ 1 部（PDF 形式）

④提出先

「6. 提出先及び問合せ先」を参照のこと。

⑤提出方法

電子メールにて提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

①提出締切

令和8年7月23日(木)17時まで(郵送の場合は必着)

②提出書類

- ・企画提案書(任意様式(A4用紙、左端綴じ))
- ・誓約書(様式3)
- ・見積書(任意様式(A4用紙縦))

③提出部数

- ・各8部及び電子データ1部
- ・普通紙を使用すること。
- ・1部ごとにクリップ留をすること。(ホッチキス、ファイル禁止)
- ・すべて片面印刷とすること。
- ・電子データはPDF形式とし、CD-RまたはDVD-Rにより提出すること。

④提出先

「6. 提出先及び問合せ先」を参照のこと。

⑤提出方法

持参又は郵送(簡易書留)にて提出すること。

(5) 提案書の作成要領

①本要項、仕様書等に基づき作成すること。

②表紙を除きページ番号を付すること。

③提案者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。また、業務を進める上での実施方針、実施内容、実施体制(本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者が分かる体系図)、業務工程、スケジュール等について、業務目的を踏まえて具体的に記載すること。

④提案書の内容は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮した表現とすること。

⑤提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とすること。

⑥仕様書に記載のない事項であっても、業務遂行に当たり必要な事項は提案書に記載しても差し支えない。

⑦提出後の内容の追加・修正・削除は認めない。

3. 審査

(1) 審査方法

プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査及び評価を行い、最も評価が高い者を委託事業者とする。

（２）提案審査の実施

応募者は、提案内容について次のとおりプレゼンテーションを行うこととする。

①審査日時

令和８年８月上旬（予定）

②審査場所

東峰村役場宝珠山庁舎第３会議室（福岡県朝倉郡東峰村宝珠山 6425）

③審査通知

開始時間等の詳細について、令和８年７月２２日（水）までに電子メールで通知する。

④審査方法

- ・審査は提案説明（２０分以内）及び質疑応答（１０分以内）に対して行う。
- ・プレゼンテーション審査を点数化し、合計得点が最も高い事業者を委託事業者として選定する。

⑤審査結果

結果については、東峰村公式ホームページで選定事業者を公表する。なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

⑥その他

- ・プレゼンテーション審査を実施するにあたり、スクリーンは本村で用意するが、プロジェクター、パソコン等は提案者側で用意すること。
- ・本村では、プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しない。
- ・プレゼンテーションは、提出した提案書の内容に沿って説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションの出席人数は提案者１者あたり、３名までとする。
- ・プレゼンテーション審査の順番については、参加表明書の提出順とする。

４．その他注意事項

（１）企画提案書等の作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

（２）プロポーザル参加の辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、署名および押印された辞退届（様式４）を提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはしない。

（３）提案の無効

- ①１事業者が、複数の提案を行ったとき。
- ②見積書に記載された金額が、予算上限額を超えているとき。
- ③提案事業者が、参加資格要件を満たさないとき。
- ④所定の日時及び場所に、提案に係る書類の提出をしないとき。
- ⑤提案に関して虚偽または不正行為等があったとき。
- ⑥公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正の利益を得るための話し合いを行った者

による提案があったとき。

- ⑦見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字について誤字、脱字があるとき。あるいは認識し難い見積、または金額訂正した見積をしたとき。

(4) 提案書、審査等について

- ①提出された書類は、審査目的以外には使用しない。
- ②提出された書類は、審査目的の範囲で複製することができるものとする。
- ③提案等その他関係書類に係る作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費、その他本業務の提案に要する経費は提案者の負担とする。また、緊急の事態ややむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した経費等は全て提案者の負担とする。
- ④提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤提案者は、本要項等の内容や決定事項について、異議の申し立てを行うことはできない。
- ⑥本村から提示したプロポーザルに関する資料を、本プロポーザルの企画提案以外の目的で使用すること、第三者へ開示・漏洩することを禁ずる。また、プロポーザルにおいて知り得た本村の事業等の内容については守秘義務を課す。
- ⑦審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも、応じないものとする。
- ⑧本業務で作成した報告書や、作業の過程で得た情報等は、一切の権利を含めて本村に帰属するものとする。
- ⑨提案者が1事業者のみの場合でも審査を実施する。
- ⑩提出書類は返却しない。
- ⑪契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、本契約を解除するものとし、その賠償を請求することがある。

5. その他

受注者は、本要項に定めのない事項が発生した場合や、不明な点及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うものとする。

6. 提出先及び問合せ先

〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425 番地

東峰村役場 ふるさと推進課（担当：和田、福島）

電話番号：0946-72-2312

E-mail：furusui@vill.toho.fukuoka.jp